

タイヤ
サイクル
廃リ

今月から販売店の引取不可に

広域指定の経過措置廃止

現場混乱、不投も懸念

「産業廃棄物広域再生利用指定制度」の経過措置が今月1日から廃止された。収集運搬

業許可を持たないタイヤ販売店では、タイヤを回収できな

交換時に下取りする場

用で回収された廃タイヤは年間3000万本

程度と推計される。現場での混乱を心配する声上がるほか、販売店で引き取られなかった廃タイヤが不法投棄される可能性も懸念されている。

経過措置終了に伴い、

運送業やバス、タクシー、宅配事業者などが

廃タイヤを排出する場合

合には、「排出事業者自ら処理」を基本として「許可業者へ委託す

る」、「タイヤ交換時、販売店に無償で引き取ってもらう」いずれかの方法を取るように（社）日本自動車タイヤ協会は示した。

協会では、経過措置

が4月に廃止すると決

まった1月28日から全

国13万の販売店や関係団体に対して対応を周知してきたが、現在でも協会に「販売店や運送業者などから変更点

や処理の手続きについて問い合わせが殺到している状態」だという。

協会では2003年に創設された広域認定を取得するべく数年に渡って環境省と協議を重ねてきた。協会によると、環境省が求める「排出から処理されるまでの一連過程のトレーサビリティ確保」や「メーカー、販売店、事業者の関係者間の契約」、「管理システムを構築するのに費用負担が大きく掛かる」などの課題がクリ

アできず、広域認定に移行できなかったという。

一般廃棄物の廃タイヤは回収システムに変更はない。一廃の廃タイヤは廃棄物処理法で「適正処理困難物」とされており、一般消費者や自治体から依頼を受けた場合、販売店には引き取りの義務が課せられている。広域再生利用指定制度は、環境大臣から指定された製造事業者等が処理業の許可不要で回収・再生利用できる特例。